

2023 年度 枚方市結婚等新生活支援補助金

継続補助・経過措置のご案内

継続補助・・・2023 年度の補助金を申し込み、交付決定を受けたが、補助上限額（30 万円）に達していない。

要件確認（継続補助）・・・2023 年度制度で要件確認を申し込んだが、補助金の申込みはまだ行っていない。

経過措置・・・令和 6 年（2024 年）1 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日に婚姻届を提出し、受理されていて、まだ補助金の申し込みをしていない。

あなたは	<input type="checkbox"/>	【A】 継続補助	申込み期限 令和 年 月 末日
	<input type="checkbox"/>	【B】 要件確認	申込み期限 令和 年 月 末日
	<input type="checkbox"/>	【C】 経過措置	申込み期限 令和 6 年 5 月 末日

【A】【B】の方は、婚姻の 1 年後の同月末が期限です。

2023 年度 申込概要 からの変更点

※住宅賃借の場合、結婚等の前後 1 年以内に契約している物件に限ります。

※ローンを利用している場合は、ローン返済額が対象となります。融資額から事業者へ一括で支払った額は対象とはなりません。ローン返済額の場合、手数料や支払利息は対象とはなりません。

【A】 継続補助の方

（補助上限額は、30 万円から 2023 年度の補助金の交付額を差し引いた額）

提出書類

- 様式第 6 号 様式第 7 号 様式第 4 号
- 令和 6 年 4 月 1 日以降に支払った住居費用等の書類（領収書、通帳の写し等）
- その他（以前の申込み時から、住所、賃料・共益費、住宅手当などが変更になっている場合は、住民票、住宅の契約書等の写し、様式第 2 号などもご提出ください。）

【B】 要件確認の方（補助上限額は、30 万円）

提出書類

- 様式第 6 号 様式第 2 号 様式第 7 号 様式第 4 号
 - 新婚夫婦の住民票の写し
 - 令和 6 年 4 月 1 日以降に支払った住居費用等の書類（領収書、通帳の写し等）
 - 住宅の契約書等の写し
 - 新婚夫婦の枚方市の滞納無証明書
 - その他（リフォーム費用の場合は、別紙説明書を参照してください。）
- 上記の下線部分以外は、申込概要の記載を参照してください。

【C】 経過措置の方（補助上限額は、30 万円）

提出書類

- 申込書類チェックシートに記載の書類（対象経費は下記のとおり）
 - 令和 6 年 1 月 1 日以降に支払った住居費用等の書類（領収書、通帳の写し等）
- 上記の下線部分以外は、申込概要の記載を参照してください。